プロトロンビン時間	七〇％超	一点
	四〇％以上七〇％以下	二点
	四〇％未満	三点
血清総ビリルビン酸	二・〇㎎／dl未満	一点
	二・〇㎎／dl以上三・〇㎎／dl以下	二点
	三・〇㎎／dl超	三点

(2)　肝臓の移植手術を受けたこと。

四　肝硬変（重度のものを除く。）　前号に掲げる肝硬変以外の肝硬変であって同号イに該当すること。

五　慢性Ｂ型肝炎　六月以上の間隔をおいて二回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においても、Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、ＡＬＴ（ＧＰＴ）値が当該ＡＬＴ（ＧＰＴ）値の基準値（血液学的検査の結果を記載した書類に記載された値をいう。以下この号において同じ。）を上回る場合（当該二回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該二回の血液学的検査の間にＡＬＴ（ＧＰＴ）値が当該ＡＬＴ（ＧＰＴ）値の基準値以下であることを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く。）。

2　前項各号に掲げる基準のほか、同項各号に掲げる病態については、診療録、診断書その他の記録に基づき、一般に認められている医学的知見を踏まえて総合的に判断されるものとする。

3　法第六条第一項第四号に規定する慢性Ｂ型肝炎の治療は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　天然型インターフェロン－アルファ製剤等（当該医薬品の添付文書（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十二条の規定により医薬品に添付する文書をいう。次号において同じ。）において、当該医薬品の効能又は効用として、「ＨＢｅ抗原陽性でかつＤＮＡポリメラーゼ陽性のＢ型慢性活動性肝炎のウイルス血症の改善」と記載されたものに限る。）による治療

二　核酸アナログ製剤（当該医薬品の添付文書において、当該医薬品の効能又は効用として、「Ｂ型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたＢ型慢性肝疾患におけるＢ型肝炎ウイルスの増殖抑制」と記載されたものに限る。）による治療

三　免疫調整薬による治療であって、慢性Ｂ型肝炎の治療を目的とするステロイドリバウンド療法又はプロパゲルニウム製剤の内服によるもの

（訴訟手当金の対象となる検査等）

第八条　法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査に要する費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者及び当該特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の母に係るＢ型肝炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査であって、当該特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者が法第二条第二項に規定する母子感染者であることを確認するためのものに要する費用（次条第一項において「母の塩基配列検査費用」という。）

二　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の父に係る血液学的検査に要する費用並びに特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者及び当該特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の父に係るＢ型肝炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査に要する費用（次条第一項において「父の塩基配列検査費用」という。）

三　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者に係るＢ型肝炎ウイルスの遺伝子型の検査に要する費用（次条第一項において「遺伝子型検査費用」という。）

（訴訟手当金の額）

第九条　法第七条第二項に規定する厚生労働省令で定める訴訟手当金の額は、次の表の上欄に掲げる検査費用ごとに、同表の下欄に掲げる金額とする。

検査費用	金額
一　母の塩基配列検査費用	六万三千円
二　父の塩基配列検査費用	六万五千円
三　遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（以下「社会保険各法」という。）の規定による医療に関する給付を受けなかった場合の検査費用（当該給付を受けなかったと認められる領収書その他の検査費用の額が記載された書類を保存している場合に限る。）をいう。以下この項において同じ。）（亜型を判別するための検査費用を除く。）	八千五百円
四　遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用以外の検査費用（亜型を判別するための検査費用を除く。）	二千三百円
五　遺伝子型検査費用のうち、亜型を判別するための検査費用	一万五千円

2　前項の規定にかかわらず、確定判決等の判決書等において前項の表の上欄に掲げる検査費用について同表の下欄に掲げる金額と異なる金額を特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に支払うこととされている場合は、支払基金は、当該確定判決等の判決書等の金額を支払うものとする。

（追加給付金の請求）

第十条　法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先

二　請求者（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の相続人を除く。）の性別及び生年月日

三　請求者が特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の相続人の場合にあっては、当該特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の氏名、性別及び生年月日

四　判決確定日等

五　確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）

六　振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

七　請求年月日及び請求金額

八　代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項